

## 静岡県がんセンター局管理規程第4号

静岡県立静岡がんセンター事業財務会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年3月29日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者

静岡県がんセンター局長 内田 昭 宏

静岡県立静岡がんセンター事業財務会計規程の一部を改正する規程

静岡県立静岡がんセンター事業財務会計規程（平成14年静岡県がんセンター局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(<u>公金徴収事務等受託者の事務取扱い</u>)</p> <p><b>第25条</b> 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第33条の2の規定に基づき事業の業務に係る公金の徴収又は収納の事務の委託を受けた者（以下「<u>公金徴収事務等受託者</u>」という。）は、現金を領収したときは、様式第27号（その2）による領収書を納入者に交付しなければならない。ただし、管理者が認める収入については、この管理規程の様式によらない領収書を発行することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>公金徴収事務等受託者</u>は、当該領収した現金に領収済通知書及び様式第29号（その2）による収入日報を添えて領収した日の翌日に企業出納員に引き渡さなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、引渡しの日を繰り延べることができる。</p> <p>4 <u>公金徴収事務等受託者</u>は、領収した現金を前項の規定により企業出納員に引き渡すまでの間、当該現金を安全かつ確実な方法により保管しなければならない。</p>	<p>(<u>徴収等に係る指定公金事務取扱者の事務取扱い</u>)</p> <p><b>第25条</b> <u>事業の業務に係る公金の徴収又は収納の事務の委託を受けた</u>地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第243条の2第2項に規定する<u>指定公金事務取扱者</u>（以下「<u>指定公金事務取扱者</u>」という。）は、現金を領収したときは、様式第27号（その2）による領収書を納入者に交付しなければならない。ただし、管理者が認める収入については、この管理規程の様式によらない領収書を発行することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第1項に規定する場合における指定公金事務取扱者</u>は、当該領収した現金に領収済通知書及び様式第29号（その2）による収入日報を添えて領収した日の翌日に企業出納員に引き渡さなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、引渡しの日を繰り延べることができる。</p> <p>4 <u>第1項に規定する場合における指定公金事務取扱者</u>は、領収した現金を前項の規定により企業出納員に引き渡すまでの間、当該現金を安全かつ確実な方法により保管しなければならない。</p>

(支出事務の委託)

**第50条** 私人に支出事務を委託する場合は、債権者、債権者別支払金額、支出月日等を明らかにして委託契約を締結しなければならない。

(継続費)

**第116条** 管理者は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第212条の規定により継続費の設定をしようとするときは、継続費調書(様式第85号)及び当該事業年度の予算調書を作成する。

2～5 (略)

(入札保証金)

**第152条** 令第21条の15に規定する入札保証金の率は、入札金額の100分の5以上とし、入札の際納付させなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

(1)～(3) (略)

(随意契約)

**第161条** 令第21条の14第1項第1号の規定による予定価格は、別表第4のとおりとする。

2 令第21条の14第1項第3号又は第4号の管理規程で定める手続は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(3) (略)

3 (略)

(契約保証金)

**第166条** 令第21条の15に規定する契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とし、契約を締結した際納付させなければならない。ただし、次に掲げる場合においては契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

(1) (略)

(2) 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

(支出事務の委託)

**第50条** 指定公金事務取扱者に支出事務を委託する場合は、債権者、債権者別支払金額、支出月日等を明らかにして委託契約を締結しなければならない。

(継続費)

**第116条** 管理者は、自治法第212条の規定により継続費の設定をしようとするときは、継続費調書(様式第85号)及び当該事業年度の予算調書を作成する。

2～5 (略)

(入札保証金)

**第152条** 令第21条の14に規定する入札保証金の率は、入札金額の100分の5以上とし、入札の際納付させなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

(1)～(3) (略)

(随意契約)

**第161条** 令第21条の13第1項第1号の規定による予定価格は、別表第4のとおりとする。

2 令第21条の13第1項第3号又は第4号の管理規程で定める手続は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(3) (略)

3 (略)

(契約保証金)

**第166条** 令第21条の14に規定する契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とし、契約を締結した際納付させなければならない。ただし、次に掲げる場合においては契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

(1) (略)

(2) 契約者から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計

- (3) 自治令第167条の5第1項の規定により知事が定める資格を有する者による一般競争に付し、若しくは指名競争若しくはせり売りに付し、又は随意契約による場合において、その必要がないと認められるとき。
- (4) 第144条のただし書に基づき管理者が定める資格を有する者による一般競争に付し、若しくは指名競争若しくはせり売りに付し、又は随意契約による場合において、その必要がないと認められるとき。

2 (略)

別表第3 (略)

(略)

節名	説明
(略)	
2 職員手当等	常勤又は会計年度任用職員の手当で、次のように細節を設けて区分するものとする。 扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、管理職手当、初任給調整手当、期末手当、勤勉手当、賞与引当金繰入額、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、特例一時金及び児童手当
(略)	

令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

- (3) 自治令第167条の5第1項の規定により知事が定める資格を有する者による一般競争に付し、若しくは指名競争若しくは競り売りに付し、又は随意契約による場合において、その必要がないと認められるとき。
- (4) 第144条のただし書に基づき管理者が定める資格を有する者による一般競争に付し、若しくは指名競争若しくは競り売りに付し、又は随意契約による場合において、その必要がないと認められるとき。

2 (略)

別表第3 (略)

(略)

節名	説明
(略)	
2 職員手当等	常勤又は会計年度任用職員の手当で、次のように細節を設けて区分するものとする。 扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、 <u>在宅勤務等</u> 手当、管理職手当、初任給調整手当、期末手当、勤勉手当、賞与引当金繰入額、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、特例一時金及び児童手当
(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第29号（その2）中「公金徴収事務等受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める。

## 附 則

- 1 この管理規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）附則第2条第4項の規定により準用する同条第3項の規定によりなお従前の例によることとされた同項に規定する従前の公金事務の取扱いについては、なお従前の例による。